

品川区認可保育所等園庭等整備推進事業補助要綱

制定 令和2年7月1日 区長決定 要綱第145号

改正 令和3年8月6日 部長決定 要綱第269号

(目的)

第1条 この要綱は、賃貸物件による認可保育所等に対し、新規開設に伴う園庭等の整備に必要な改修経費の全部または一部を助成し、認可保育所等における保育環境の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所をいう。
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき都知事が認可・認定した認定こども園をいう。
 - (3) 認可保育所等 認可保育所および認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第2項に規定する保育所型認定こども園に限る。）をいう。
 - (4) 園庭等 児童の屋外活動を目的とした設備をいう。
 - (5) 認可保育所等の認可上の屋外遊戯場 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）第41条第2項に規定する屋外遊戯場をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成10年東京都要綱9福子推第1047号）において使用する用語の例による。

(補助対象経費および対象除外)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認可保育所等を設置し、運営する事業者が、建物を賃借して新たに設置する認可保育所等において園庭等を整備するために必要な人工芝、シェード、転落防止柵、手洗い、水飲み場等の工事費または工事請負費等（当該年度中に工事が完了したものに限り。）とする。

- 2 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる費用については対象としないものとする。
- (1) 土地の買収または整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収に要する費用
 - (3) 土地または建物の賃貸借に要する費用
 - (4) この要綱による補助金以外の補助制度による補助を受けることができる費用
 - (5) その他園庭等の整備として適当と認められない費用

- 3 この要綱による補助金は、同一施設において園庭等1か所かつ1回に限り交付を受けることができるものとする。

(補助金交付額)

- 第4条 園庭等の面積1平方メートルあたり30千円とする。ただし、1施設あたり3,000千円または実支出額のいずれか小さい額を上限とし、補助対象経費の実出支額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額を予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 補助金交付額の算定にあたっては、園庭等の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(園庭等の要件)

- 第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる園庭等については、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。
- (1) 保育所が入居する建物と同一の敷地内にあること。
 - (2) 1カ所の面積が20平方メートル以上であり、日常的な保育におけるグループ単位で活動できる形状および面積であること。
 - (3) 屋上または地上階以外での設置においては安全性を確保するため、児童の転落防止や遊具の落下防止等に万全を期すほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取り扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」第2の1（4）および同5の基準を満たすこと。ただし、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第63号）第32条第6号に基づく面積基準については充足を要しない。
 - (4) 認可保育所等の認可上の屋外遊戯場または屋外遊戯場の一部であること。ただし、認可上の屋外遊戯場に準じた設備および機能を有し、区長が適当と認める場合はこの限りではない。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付申請をする者は、園庭等の整備完了後速やかに次の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金計算書（第2号様式）
 - (3) 事業計画書
 - (4) 建物賃貸借契約書の写し
 - (5) 工事契約書の写し
 - (6) 工事見積書の写し
 - (7) 工事領収証の写し
 - (8) 建物平面図
 - (9) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、関係書類を審査したうえ、補助金を交付することを決定したときは品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求および受領)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、区長に対し、速やかに、区長が必要と認める書類を添付の上、請求書(第5号様式)により、補助金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に対し支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) その他補助事業者の責に帰すべき事由により、区長が補助金の交付決定を取り消すことを適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により、それぞれ当該補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助金交付年度の翌年度の5月末日までに、品川区認可保育所等園庭等整備推進事業実績報告書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の

内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合について、準用する。

(違約加算金)

- 第13条 補助事業者は、第9条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

- 第14条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

- 第15条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- 2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類（以下これらを「補助事業関係書類」という。）を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、補助事業関係書類を当該財産の財産処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業者は、園庭等の整備に係る補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第20条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年8月6日から適用する。

品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金計算書

設置者・施設概要				
設置者名		対象施設名		
施設区分		定員（人）		建物所有形態

園庭等整備費					
項目	契約業者名	園庭等の 面積（㎡）	実支出額	※税込	
				うち補助 対象外経費	うち補助 対象経費

補助金額				
(ア) 補助対象経費	基準額			補助金額 (アとエのうち小さい額)
	(イ) 面積×1㎡あ たりの補助額	(ウ) 基準額上限	(エ) 基準額(イとウのうち 小さい額)	

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等園庭等整備推進事業補助要綱第7条の規定に基づき、品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 _____ 円

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等園庭等整備推進事業補助要綱第7条の規定に基づき、品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

請 求 書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

件 名 品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所 在 地

施 設 名

請求者住所

氏 名

印

第 号
年 月 日

品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金決定取消通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消理由

品川区認可保育所等園庭等整備推進事業実績報告書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者

設置者住所

保育所名			
保育所所在地			
園庭等の面積	m ²	契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日	竣工年月日	年 月 日
所要経費	金額	内訳	
	¥		
事業内容および運用方法			
事業実施による効果			

添付書類

児童福祉施設設置認可書の写し

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区認可保育所等園庭等整備推進補助金のうち、品川区認可保育所等園庭等整備推進事業補助要綱第19条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額 _____ 円
2. 確定申告年月日 _____
3. 決算期間 _____ ~ _____
4. 消費税の申告の有無 _____
（「無」を選択の場合は以下不要）
5. 仕入控除税額の計算方法 _____
（「簡易課税」を選択の場合は以下不要）
6. 計算方法 _____
7. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 _____ 円
8. 補助金返還相当額 _____ 円

※消費税の確定申告を法人全体で行っていない場合は「無」を本社等一括して報告している場合は「本社経理」を選択

※積算根内訳報告書を添えて報告します。